

第43回

岐阜県国土利用計画審議会

議事録

日時：平成 22 年 10 月 29 日(金)10:00 ~ 11:20

場所：議会西棟 第 1 会議室

【事務局】

それでは時間が参りましたので、これから国土利用計画審議会を開催させていただきます。本日は大変お忙しい中ご出席賜り、ありがとうございます。ただ今から、第43回岐阜県国土利用計画審議会を開催いたします。開会にあたりまして、山本都市建築部長からご挨拶申し上げます。

【都市建築部長】

皆さんおはようございます。

本日は、委員の皆様方には大変お忙しい中、国土利用計画審議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また日頃より、都市建築行政に格別のご理解、ご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。この場をお借りしましてお礼申し上げます。

この岐阜県国土利用計画審議会は、県土利用の将来像を示す国土利用計画や、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律などの各個別規制法と連携して、県内の土地利用の基本的方向付けを行う土地利用基本計画をご審議していただくものでございます。

5月にご審議いただきました、本巣市、大垣市、安八町の地域における8箇所の計画図の変更につきましては、国への法定協議を経て、8月に公表させていただき、同月中に実際に市街化編入等の都市計画の変更が行われておるところでございます。

本日の審議案件は、一つは土地利用基本計画の計画図の変更でございます。

これは、各務原都市計画区域マスタープランの見直しと連携して、土地利用基本計画についても見直しを行うもので、各務原市の地域における6箇所の土地利用の変更について、ご審議をお願いするものでございます。

もう一つは、土地利用基本計画の計画書の変更でございます。

これは、この計画の基本となる国土利用計画の改定を踏まえ、計画書の見直しを行うもので、現行の第3次計画書の変更について、素案の段階ではございますが、ご審議をお願いするものでございます。

以上、本日のご審議よろしくお願い申し上げます。

【事務局】

それでは配付資料についてご確認させていただきます。

(資料の説明)

それでは、お手元にお配りしている委員名簿と配席図をもって、委員皆様方の紹介に代えさせていただきますと存じます。

このたび、前任の委員の辞任に伴いまして、岐阜県地域女性団体協議会会長の竹中昌子様にご就任いただきましたのでご報告をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本日の審議会ですが、15名中12名と半数以上の委員にご出席いただいておりますので、審議会条例第5条第3項による定足数に達しております。よって、本審議会は成立していることをご報告いたします。

議事進行につきましては、会長にお願いします。

それでは、大野会長よろしくお願いいたします。

【大野会長】

どうもお忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、私が議事の進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まずはじめに、運営規程において、審議会の議事録について会長及び会長が指名した委員2人が署名することになっておりますので、会長が指名する委員として、河内委員と水野委員にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、知事から諮問されております(1)土地利用基本計画図の変更案について審議に入りますので、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

(計画図の変更について説明)

説明は以上でございますので、審議についてよろしくお願いいたします。

【大野会長】

どうもありがとうございました。

各務原市の6件、もうすでに工業化とか宅地化が徐々に進んできている場所とか、ショッピングセンターの場所、あるいは工業団地の開発が完了した場所、ということで、都市地域と農業地域の重複から、都市地域へ変更するという6件の説明がありましたけれども、これについて何かご意見ありましたらよろしくお願いいたします。

【渡辺委員】

各務原市では審議していますか。

【大野会長】

もう審議してありますか、ということですが。

【都市政策課長】

事務局でございます。こちらについては各務原市で検討していただいたうえで、このような形で結構だという意見をいただいているものでございます。当然ながら、都市部局、農政部局の両方との調整を了しているものです。

【渡辺委員】

市の意向を尊重しないといけないからね。

【水野委員】

一つは、この前も申し上げたのですが、各務原市は非常に積極的に調整区域から市街化区域に編入して、まちづくりをかなり積極的にやっておられるので、調整区域から市街化区域への編入ができてきていると思いますけれど、県として、もう少し誘導ができないのか。例えばこの前の農地法の改正で、かなり農地の転用が難しくなっている状況の中で、今の調整区域を各務原市みたいに市街化区域へ拡大しようという意欲のある市町であればいいのですが、他の市町ではほとんどでてこないですね。これは結果ですが、やっぱり市町のこういう姿勢がないとなかなか宅地化が進まないし、市街化区域に編入することによって、やはり宅地利用の基礎ができるわけですから、県としてもう少し、宅地化を誘導するような施策というか、持続可能なまちづくりのためには、今の調整区域をそのまま今の状況で残すよりも、市街化区域編入への何かそのアクションになるような県の施策がないのか。そうしないと市町がどんどん過疎化してしまう。まちは既存の再開発だけではダメなので、新市街地を開発しないと今の市町はどんどん過疎化してしまう。だからなるべく、今の岐阜市の周辺、瑞穂市はかなり進んでいるのですが、他の市町、大垣市もそうですが、どうもいまいちパツとしない。やはり県の方向性として、市街化区域にどんどん拡大してくださいよ、という何かそういった誘導する施策がないといけない。国土利用計画での、「持続可能な県土管理」、「県土の均衡ある発展」は、私ども色々研究しておりますが、

なかなか難しいのかな。各務原市の都市計画課の方はビジョンを持っていて、どんどんショッピングセンターとかいろいろ誘致するからいつも偉いなと思っています。そういった姿勢がないと、やっぱりこういったものもできない。だからなるべく市町の方で、ビジョンがないとすれば問題ですが、県としても何かそういった市街化を拡大するような、誘導するような措置を何とか各市町に示していただいて、今の人口減少している岐阜県を何とか立ち直らせると言いますか、何かそういった施策をお願いしたい。

【都市政策課長】

委員からお話がありましたように、地域の活性化を図っていくうえで、市街化区域を広げていくのは重要なことではないかと思っております。そういった意味で、必要な地域を市街化していくのは非常に重要なことだと思っておりますが、私は都市計画の担当課長でもありますけれども、一方で今市街化区域の中でも低未利用地とかあまり有効に活用されていない土地もありまして、市街化区域を拡大してしまうと、今回もそうですけれども、結局、農業地域を外して、農業の方を引っ込めるといような形にもなってしまう、そういった意味で県土の適正な発展を図っていくためには、それぞれの用途というものを適正に考えながらまちづくりをしていくことが非常に重要ではないかと考えているところでございます。水野委員からお話がありましたように、市街化区域を発展させていくためには、再開発事業とか土地区画整理事業、そういった市街地開発事業なども県の方でも支援しておりまして、そういったものを進めていくようなところもでございます。一方で県全体でどんどん市街化区域を拡大していく方向に何らか大きな誘導ができるかということ、これは水野委員からお話があったように、それによって人口と一緒に増えてきてくれればそれに合わせて拡大、ということになるところですが、逆に人口が減っていきながら市街化を拡大していくというのも、なかなか難しいところでございます。実際に線引きを運用する場では、その区域の人口がどのように変動するのかを踏まえて、市街化区域の適正な人口をどのくらいにしてどのくらいの面積にするか、というのを勘案しながら定めていくという部分がございまして、そのあたりは、各務原市の意向とも調整しながら設定させていただいておりますが、人口の全体の状況などを踏まえて市街化区域、都市地域をどのようにしていくか検討していくべき問題であると考えております。

【大野会長】

元気な町ができてくることが住みやすいことにつながってきますので、それぞれの市町

でいろんな施策ができるような県の体制を築いていってもらえればと思います。

【河内委員】

岐阜県の人口が200万ぐらいですか、そのうち市街地に住む人口をどのくらいと想定していて、その人たちが住む適正な市街地とはどのくらいの面積としているのですか。

【都市政策課長】

一般的には市街化区域の人口密度の目安がありますので、それを踏まえてどのくらいの面積になるか、ということで設定しております。

【河内委員】

それぞれの県によってたぶん状況が違うと思いますが、岐阜県としての目指すものがあるかどうかをお聞きしたい。

【都市政策課長】

県として、というよりは、それぞれの都市計画区域毎に、どのくらいの人口で市街化区域をどのようにするかを見ながら設定させていただいております。

【河内委員】

そうすると、拡大がそれほど必要ではないということもあるのですか。

【都市政策課長】

おっしゃるとおりでございますが、人口密度からある一定のところに住む人数が増えてくれば、ある程度面積を広げなければならない事情がでてきますので、こうしたことを踏まえながら市街化区域の拡大については対応しているところです。

【河内委員】

そうしますと、一方で人口密度が減少すれば市街化区域を減らす方も要るような気がしますがけれども、想定している適正な面積があるのでしょうか。

【都市政策課長】

委員おっしゃるとおり、人口が減ってくれば、逆にもっと市街化区域が少なくて済む、という議論も当然あるわけでございます。今回の案件ではありませんが、多治見市でも市街化区域の見直しを行っておりますが、区域を一部広げていくところもあるのですけれども、逆にこれまで市街化区域だったところを調整区域に戻していくといったところもあります。そういった形で人口がだんだんこれから伸びていかなくなりますので、不必要なところは調整区域に戻していく、必要なところは市街化区域に入れていく、というような対応も必要かと考えています。

【大野会長】

他にございませんか

【白木委員】

羽島市は、単独の都市計画区域ですけれども、市街化を拡大しようと思えば、どうしても市街化の延長といいますか、隣接地を拡大するという形が一般的で、羽島市の場合は、中心部を市街化区域に指定しており、南部と北部にもそれぞれ集落の固まっているところがあり、そこは調整区域にしていますが、どうしてもその部分での人口の維持がこれからは難しくなっています。ある程度そこでも、開発が可能な状況になれば人口が維持できるところですけれども、ただ羽島市につきましては、都市計画を市全体でうっておりますので、用途地域を南部とか北部に単独で指定するわけにはいきませんので、南部とか北部での調整区域での開発について、もう少し弾力的にできるような形をお願いしたい。既存の集落を活用した地区計画を立てられるとか。昨年の農地転用の規制強化によって、転用には上水管、下水管、ガス管の2種類以上の埋設が必要とか、極めて難しいものがある。その部分も弾力的に運用していただいて、もう少し開発が調整区域でも可能な状況にしていただくと、今まで行ってきました市街化調整区域での公共投資も生きてくるという部分もありますので、ご検討をお願いをしたいと思います。もう一つは、例えば一つの要件として農家の分家であれば調整区域でも住宅が建つが、羽島市で一定期間住んでいても農家でなければ調整区域に住宅が建たないとなると、少し不公平な部分があるのではないかと、という話もありますので、そのあたりも加味していただく中で、ある一定の条件を満たした場合、もう少し調整区域での開発がスムーズにいくような形を是非とも作っていただくと、新たな市街化区域を増やすというよりも、一部の集落の中である程度のインフラの整っている部分が利用できるということでございますので、こうしたことをお願いしたい

と思います。

【都市政策課長】

白木委員からお話をいただきましたように、調整区域での開発は、なかなか難しい部分もございます。それは都市計画法上で、基本的には調整区域というのは、市街化を調整するところがございまして、あと、羽島市の関係部分ですと、農地転用とか、いわゆる農地法による規制という部分がございます。こちらは農地法の規制が強化されている部分もあるので、それによってなかなか難しくなっている部分もあるのですが、まずそこは、市としてどういうまちづくりをしていくのか、ということ考えた上で必要な関係部門と調整をしていくという、非常に地道な活動をしていくという形になるのではないかと考えているところでございます。都市計画の方でも、もちろん農政と調整した上で地区計画を作って開発を進めていくという手法もあるわけですが、まずは市街化区域に入れるのが一番きれいな形でございますので、そのためにはまず土地利用の調整として、農業的な土地利用をするのか、それとも都市的な土地利用をするのか、というのを関係する部門と調整して、非常に地道になるのですが、それを行っていくということが必要になってくると思います。

【大野会長】

ありがとうございました。いろいろご意見を聞かせていただきましてありがとうございました。各務原市の案件6件につきましてご意見ありませんでしたら、これで決めたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(異議なし、との発言)

どうもありがとうございました。それでは議事の1番目は終了いたしました。議事の2番目、岐阜県土地利用基本計画書第4次の変更素案に入りたいと思います。

【事務局】

(計画書の素案について説明)

【大野会長】

はい。どうもありがとうございました。

大きく2つの項目がありましたが、一つは資料4の(3)にあります、それぞれの県の5地域、岐阜から飛騨までの5地域の県土利用の基本的な方向を定めたものです。それから、資料一番下に書いてあります、恵那市の農地造成の1件、この大きく2つのご説明がありました。まず一つ目(3)のそれぞれの地域、岐阜地域から飛騨地域までそれぞれの基本方向を御説明いただきましたけれども、これについて何かご質問ありましたらお願いいたします。

岐阜県全体として、低未利用地を有効に活用していきたい、それから住宅地・商業地を適正に配置して、自然・文化・歴史、それから道路等の利便性を活かして市街地を良好に整備していくと。それから工業用地を確保すると。それから農業・森林についても、岐阜県全体で一つの方向性がありまして、それぞれ岐阜地域から飛騨地域にかけて、それぞれの地域の特徴がありますので、その特徴を分かりやすいように表記していただいています。それぞれの地域で、もっとこういうところの修正がないかなど、ご意見がありましたらお願いします。

【水野委員】

まずは東濃地域ですが、ここは新しく新幹線の計画が具体的にもう進みつつあるところで、駅が中津川市か恵那市か分かりませんが、このようなところの記載というのは結構インパクトがあると思い、これを入れていただくとよいのかなと思います。それから、先ほどの市街化の話の中で「計画的に工業用地の確保を図る」について、これは非常に難しい問題があって、一つは面積の問題。なぜかというと、市街化区域に編入しないと工業地域の面積が確定しないという思いがあるわけです。工業地の開発は、個別でやっておられるわけですね。そうすると民間では計画的な工業用地の確保は不可能でございます。だから今、各市町が工業団地の造成をしているわけです。かなり法律が厳しいわけですね。だから工業団地として誘導するために、計画的に用地を確保するためには、その具体的な手段として、工業地域の用途指定を最低限しないと計画的にはできない。これは当然言えると思いますし、財政がこういう逼迫した中で、持続可能な県土管理を担っていこうとすると、民間開発を誘導しないといけない。最低限やはり用途地域の指定をしないと、民間は手をつけられないし、場所もなかなか選択できないので、具体的なものを県で示す必要があるのではないかと思います。ただ単に「計画的な」という表現や、インターチェンジの近くでやりましょうとか、あるいは市町でやってくださいよ、という話では面積の確保はでき

ない。「ここは工業地域に指定してありますからどうぞ来てください」というような民間へのアピールがないと企業誘致ができないと思いますので、是非とも「計画的に」という具体的な施策をもっと明確にさせていただきたい。岐阜県としては、企業へアピールをする意味でも、やはり用途指定をしていくべきではないかと思います。

【渡辺委員】

工業地域という側からではなく、農村の方では農村地域工業等導入促進法というのがあり、農地であっても、工業等を導入できる場合もある。今これをどうするという話ではなく、これからの方針として、だいたいこのような方向ではないかという話であって、あまり個々に検討すると難しくなる。

【大野会長】

中央新幹線のことと、「計画的に」や「具体的な施策」という今のご意見に対して、どうでしょうか。

【都市政策課長】

いわゆるリニア新幹線の話に関しては、資料の東濃地域の一番下のところに、「中央新幹線の整備を視野に入れた土地利用を検討していきます」、という形で書かせていただいておまして、委員ご指摘のようにこれは岐阜県にとってインパクトがあると思います。

もう一点の工業用地の話でございますが、渡辺委員がおっしゃったとおり、どちらかというと全体の土地利用の方向性として記載しておりますので、私共としては、「計画的に図ります」と、このくらいの表現にとどめたところでございます。

水野委員ご指摘のように、実際に工業を誘致するため、ということですと、もちろん市街化区域に入れて用途地域を指定するのが一番きれいな形でございますし、あとは調整区域であっても場合によっては地区計画などを作っていくという、いろんな方法はあるところではございますが、それは大きな計画というよりは個別の施策の話になるかと思います。ご指摘は非常に重要なこととっておりますので、これからの施策の方に活かしてまいりたいと思います。

【村下委員】

資料中、都市地域で「岐阜地域と西濃地域の東海環状の西回りの整備の状況に合わせた

企業誘致」と書いてありますが、中濃、東濃は分かるのですが、西回りは企業誘致はなかなか難しいという話も聞いております。既存の企業を活かした開発を表現できないか、と思うのですが。5地域の表現が全部一緒ですので、何かいい表現方法はないか、という気がするのですが。

【大野会長】

既存企業をもっと活性化させるというような意味の言葉を、ということですね。

【村下委員】

県も、東海環状の沿線は、東回りでは企業誘致は本当によく進んだが、西回りは新しい企業誘致は無理だよ、という話がでております。無理かどうかは分かりませんが。

【渡辺委員】

それは、西回りができるということによって、またその地域の都市・市・町でインターチェンジができると、必ず大きな影響力がでてくる。

【村下委員】

5地域、全部表現が一緒ですから、いい表現の仕方はないかということです。

【大野会長】

もっと特徴のある表現方法はありますか。

【都市政策課長】

村下委員からご指摘がございましたように、いわゆる東回りは工業用地を作りやすいという話もあった一方で、西回りはなかなか土地がないのではないかと、難しい、という話ですが、「既存企業を活かしていく」という内容は、西回りだけに書いてしまうとなかなか難しい部分もあります。といいますのは、例えば中濃、東濃なども昔からの地場産業等もありますので、そのあたりも配慮した書き方を考えなければいけないかな、と思っておりますが、まだ素案の段階でございますので、いただいた意見を踏まえて、どんなやり方ができるか検討したいと思います。

【箕浦委員】

今、西濃地域の東海環状の西回りについて、村下委員のおっしゃったことは、私どもも県の商工労働部の方からもお聴きしておりますが、東海環状の東回り、西回りの関係は、既存の立地の関係、例えば、東濃地域の方は大規模的にまとまりができるけれども、西濃地域は地主さんの数が多いものですから、非常に難儀だということは聞いています。しかし、沿線での立地は難しいにしても、その少し離れたところでは企業立地に対応できるかも分かりませんので、表現としては村下委員がおっしゃったように、もっと適切な表現があればベターですけれども。私は東海環状ができることよっての努力目標は、こういう表現でいいのではないかと思います。

【白木委員】

東海環状につきましては、羽島市には岐阜羽島インターチェンジがございます。名神高速道路の関係で物流の量が平成5、6年以降、毎年減ってきております。そういうことから、岐阜羽島インターチェンジを持っている市としましては、東海環状の西回りができる中で、第2名神へのアクセスができる、そういう中で、全体の高規格道路のネットワークが早くできることに極めて大きな関心を持っているということです。もう一つは今回の議題とは違うかも知れませんが、料金の問題もあると思います。平成5、6年頃から東名阪の方へ物流が流れたんですが、天理の区間が無料で安かったということで、東名阪へ流れた。そういう状況からいくと、第2名神と名神との料金の関係も、これから大いに下げていく、バランスをとっていくことは大切だと思います。

【大野会長】

ありがとうございました。

【渡辺委員】

岐阜の地域も西濃の地域も、大体そうしたことが書いてあるので文章としてはいいのではないのでしょうか。この中に包括されるということでどうですか。

【大野会長】

地域別の県土利用の基本方向では、以上のような話し合いの結果をまた盛り込んでいただくということでどうですか。

【山本委員】

非常に細かいことかもしれませんが、自然公園地域のところが、全地域「なお」と始まっているのですが、何か非常にとってつけたような感じがしますのと、全地域「適正に保全します」と記載していますけれども、何が適正か、というのも非常に抽象的な感じがしますが、いかがでしょうか。

【大野会長】

はい、お願いします。

【都市政策課長】

山本委員からご指摘いただきました、「なお」の部分でございますが、文章の流れで最後の方に記載したことによるものですが、おっしゃるとおり自然公園地域、自然保全地域の5地域の1つとして、こういった方向性できっちりやっていくという重みは変わっておりませんので、表現についてはご指摘を踏まえて検討して参りたいと思います。

【石川委員】

国土の利用計画全般の流れとして、国の戦略的な土地利用方法という形でできているわけですが、完全に世の中が今少子高齢とかですね、ライフスタイルが変わってきたとか、環境とか、世界的に共通のいろいろな問題があります。しかしながらずっと従来と同じような土地利用計画となっているんですよね。確かに大きく分けると、都市的地域、農業地域などそれぞれ戦略的に分けているわけですが、ある意味ライフスタイルが変わったり、人口移動ということであって、人口減少という時代では、自然に増えてくるということではないので、プラスとマイナス必ず同時に起きている状況です。都市開発の場合で今問題なのは、都市的な開発をする場合、緑地、森林地域、こういったものによって、例えば水とか空気がクリーンになっているわけです。これを都市部で全部一元的に工業化されたり、市街化区域にされたりすると、例えば一時的に集中豪雨が起きると、調整池だけではすべて対応できない状況が起きています。こういう問題も一つには、ある意味で言うところの都市の中の自己完結、緑地的なことも含めて自己完結させていくというようなスタイルが必要ではないか。計画書は基本的にこれでいいのですが、個別指導の中で、一つ一つ考えていかないといけない。今は働く場所と住むところが同一化しようとしているわけ

です。そういう時代の変化というものも十分取り込んでいって、愛知県と岐阜県と同じような土地利用をするのではなくて、岐阜県らしい土地利用、岐阜県の持っている特徴、こういうものを活かすような土地利用ということを考えていかないと。それぞれの地域、東濃、飛騨といろいろ分けてはいますけれど、そういう部分が少し画一的ではないか、という気はします。我々市町もまちづくりをやっておりますので、時代の流れの変化ということも我々も十分配慮していかなければならないのではないかと、思っているところですが、是非そういう面もお考えいただけたらと思います。

【大野会長】

はい。ありがとうございます。将来的にも大事なことだと思いますので、このようなことを今後考えながら施策をしていただけるとありがたいと思います。

【都市政策課長】

これはどちらかといいますと県の大括りの計画ですのでこの形になっておりますけれども、今委員からお話がありましたように、実際のまちづくりをしていく上では、市町がどのように考えていくのか、ということが重要になってまいりますし、今お話のあったようにライフスタイルも変わっておりますし、緑を豊かにして守っていくことによって都市自体の価値も市街地の価値もあがってくるという形にもなっておりますので、実際のまちづくりにあたっては、県がそういった個別のところでも市町の行政の支援ができるよう頑張りたいと思っております。

【大野会長】

いろいろ有意義な意見をいただきました。ありがとうございます。

それぞれの5地域における県土利用の基本方向は、以上のような内容をまた事務局で検討していただいて盛り込んでいただくということでよろしく申し上げます。

3番目の恵那市の件につきまして、何かご意見はありますか。これはグリーンピア恵那跡地のところを県で農地造成をしていくため、土地の利用上の配慮をしようというものです。その他、何かご意見がありましたら、よろしいでしょうか。

土地利用基本計画書の変更につきましては、それぞれの委員の内容を踏まえてまた事務局で作業を進めていただきたいと思います。これを持ちまして本日の議題はすべて終わり

ましたので事務局にお返しします。

【都市政策課長】

本日はお忙しいところ、貴重なご意見、また長時間のご審議ありがとうございました。

計画図の変更につきましては、皆様方にご了解いただきましたので、計画図の変更作業を進めさせていただきたいと思っております。

計画書の素案につきましては、皆様方から様々なご意見をいただきましたので、こちらを踏まえまして、改定作業を進めさせていただければと思っているところでございます。

次回の審議会は年度末、2月か3月頃、開催を予定しておりますが、土地利用基本計画図の通常分の年度末の変更分、と今回ご意見をいただきました素案を、今後調整しまして、今度は正式に諮問しまして答申をいただくという形で進めてまいりたいと思っております。また、皆様から貴重なご意見をいただきましたので、これからの都市建築行政に活かしてまいりたいと思っております。本日は誠にありがとうございました。